別記様式（第二十六条関係）

（表）

第　　号

中小企業退職金共済法第78条の２第２項の規定による身分証明書

写	官　職
	氏　名
真	年　　月　　日

厚生労働大臣　　印

備考　用紙の大きさは、Ｂ８とする。

（裏）

中小企業退職金共済法（抜粋）

（業務の委託）

第72条　（略）

２　機構は、厚生労働大臣の許可を受けて、第70条第２項第１号に掲げる業務の一部を金融機関に委託することができる。

３・４　（略）

（報告及び検査）

第78条の２　厚生労働大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、財形受託金融機関に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、財形受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第90条　第78条の２第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした財形受託金融機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。